

総務委員会資料

とよはしハーモニープラン 2027-2031
(豊橋市男女共同参画基本計画)(仮称)の
策定中間報告について

令和8年8月21日

市民協創部 市民協働推進課

目 次

I プランの策定について

- 1 プラン策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 4
- 2 プランの位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 5
- 3 プランの期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 6

II 豊橋市の現況

- 1 人口の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 8
- 2 世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 10
- 3 就業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 12

III とよはしハーモニープラン 2023-2026（豊橋市男女共同参画基本計画） の評価及び総括等

- 1 評価方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 16
- 2 施策ごとの評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 17
- 3 全体の総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 39
- 4 次期プランの策定に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 44

IV 次期プランの基本的な考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 46
- 2 次期プランの考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 46
- 3 基本目標の再編と3つの柱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 47
- 4 体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 48

I プランの策定について

I プランの策定について

1 プラン策定の趣旨

我が国においては、平成 11 年に公布された男女共同参画社会基本法に基づき、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することが重要な政策課題とされており、現在、国の第 6 次男女共同参画基本計画のもと、少子化・高齢化の進行や働き方の変化、多様な価値観の広がり等を踏まえた取組が進められています。

また愛知県においても、令和 8 年 3 月に「あいち男女共同参画プラン 2030～自分らしく輝ける、多様性に富んだ社会をめざして～」を策定し、人権尊重を基盤とし、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる多様性に富んだ社会の実現に向けた施策が推進されています。

豊橋市では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成 11 年に「とよはし男女共同参画 2000 年プラン」を策定しました。その後、定期的に時勢にあったプランを策定しながら、全市を挙げて男女共同参画に関する取組を推進してきました。また、平成 25 年からは、LGBT 等性的少数者に対する理解促進に関する施策も加え、男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの実現を目指し、「ジェンダー平等（※）」に関する施策を推進してきました。

このような中、令和 7 年度に本市で実施した「男女共同参画及び性の多様性の尊重に関する市民意識調査」の結果からは、女性の就労継続に向けた環境整備の必要性や、性別役割分担意識の残存、配偶者等からの暴力に関する相談のしづらさなどの課題が明らかとなりました。

これらの課題に対応するため、子育て環境の充実や仕事と家庭の両立支援、男性の家庭参画の促進、意識改革に向けた教育・啓発の推進、DV 被害者支援体制の強化、さらには女性の意思決定過程への参画拡大等の施策を総合的に推進していく必要があります。

今回策定する「とよはしハーモニープラン 2027-2031」は、これまでの歩みを継承しつつ、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指し包括的に進めるためのものです。多様な個性が心地よく共鳴し合う、「調和（ハーモニー）の取れた豊橋」を皆さんと共に目指します。

（※）本プランにおける「ジェンダー平等」について

本プランでは、社会の中で作り上げられた「男らしさ・女らしさ」といった固定的な役割分担の意識や、性的指向・ジェンダーアイデンティティ（心の性）にとらわれず、誰もが自分らしく生きられる社会を目指し、これまでの「男女共同参画」の取組を「ジェンダー平等」という言葉に含めて表現します。

■「ジェンダー」とは…

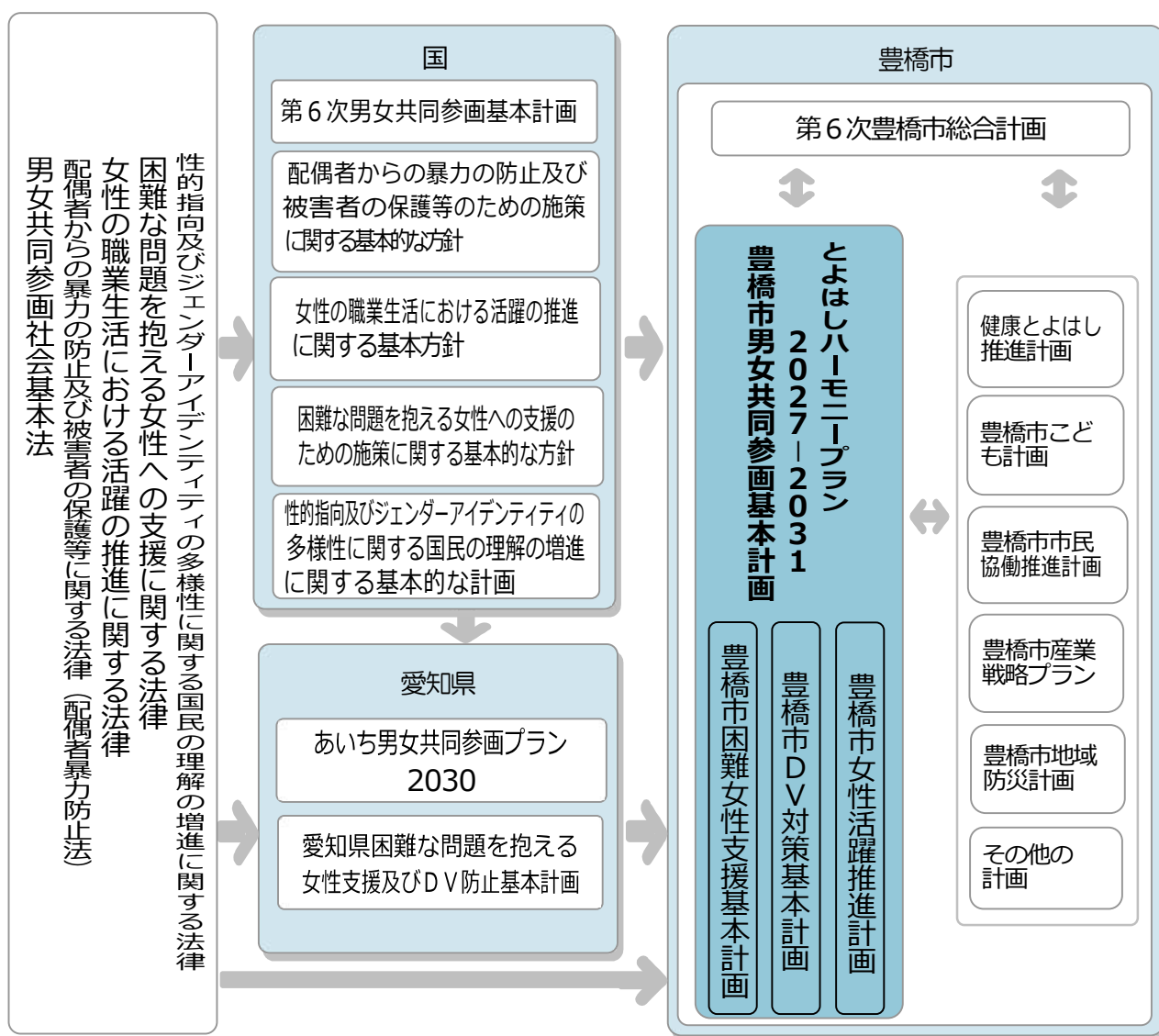
「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。（出典：あいち男女共同参画プラン 2030）

2 プランの位置づけ

このプランは、豊橋市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりを推進する条例第 11 条に基づく「男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関する施策を総合的、計画的に実施するための基本的な計画」です。また、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に定められた「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。

なお、「第 6 次豊橋市総合計画」を上位計画とし、そのほか関連諸計画との整合性を図って策定しています。

また、基本目標 2 は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画（女性活躍推進計画）」として、基本目標 3・施策の方向性（1）は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 8 条第 3 項に基づく「市町村基本計画（困難女性支援基本計画）」として、基本目標 3・施策の方向性（2）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画（DV 対策基本計画）」として位置づけます。



3 プランの期間

令和9年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）までの5年間とします。

なお、期間内でも社会情勢や市民意識の変化などに応じ、見直しを行います。

		年度										
		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
		(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)	(2032)	(2033)	(2034)	(2035)
国		第6次男女共同参画基本計画										
		基本認識										
		施策の基本的方向・具体的な取組										
愛知県		あいち男女共同参画プラン 2030										
豊橋市		第6次豊橋市総合計画										
		とよはし ハーモニープラン 2023-2026 とよはしハーモニー プラン 2027-2031										

Ⅱ 豊橋市の現況

Ⅱ 豊橋市の現況

1 人口の状況

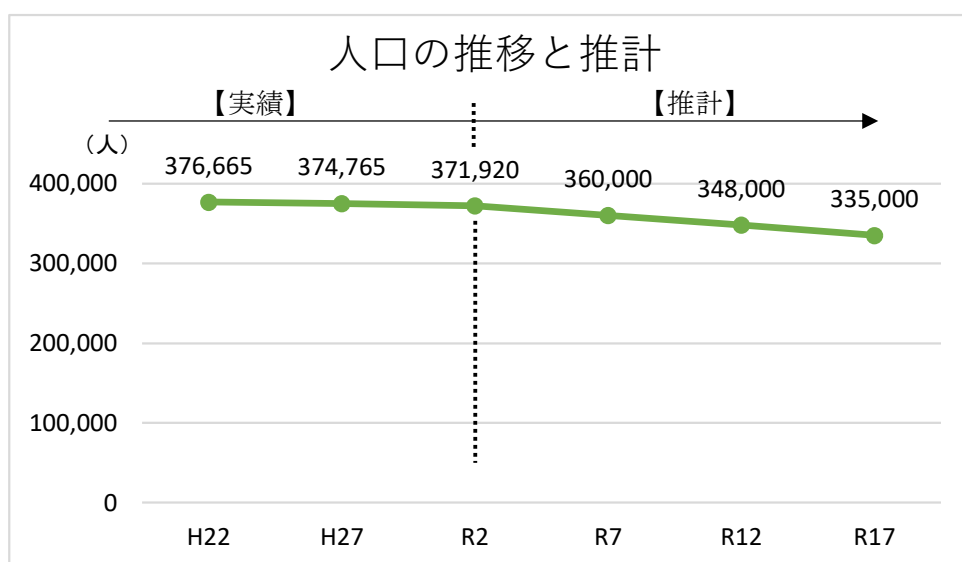
(1) 総人口 … 361,979 人 (14,686 人減)

住民基本台帳/令和 8 年 (2026 年) 4 月 1 日現在 () 内は平成 22 年 (2010 年) 比

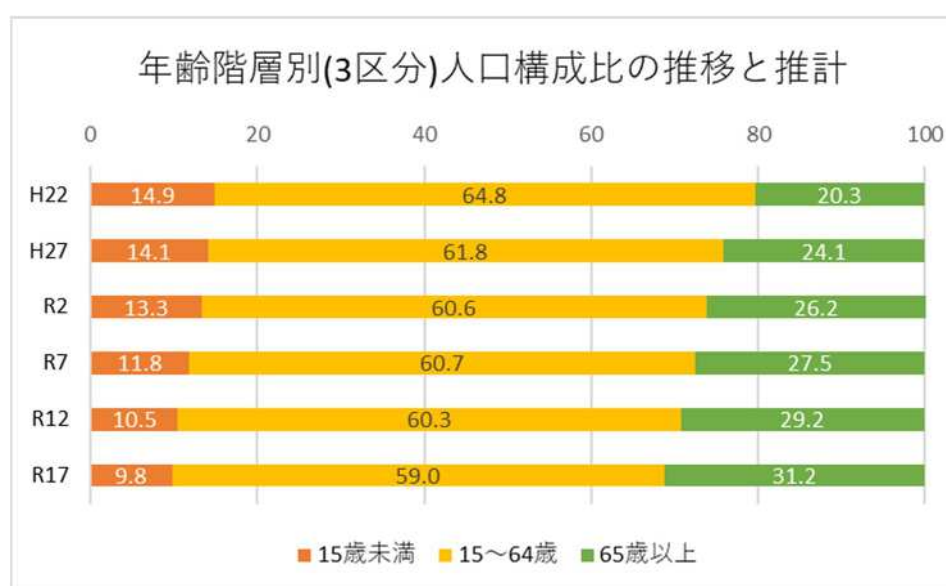
総人口は平成 22 年度以降、緩やかに減少しています。

第 6 次豊橋市総合計画では令和 17 年に 335,000 人まで減少する見込みとなっており、出生数の低迷や、若い世代の流出が見られる昨今の情勢からも、人口の減少は長期化すると考えられています。

年齢階層別 (3 区分) 人口構成比は 0～14 歳 (年少人口) の割合が減少し、65 歳以上 (高齢者人口) の割合が増加しています。



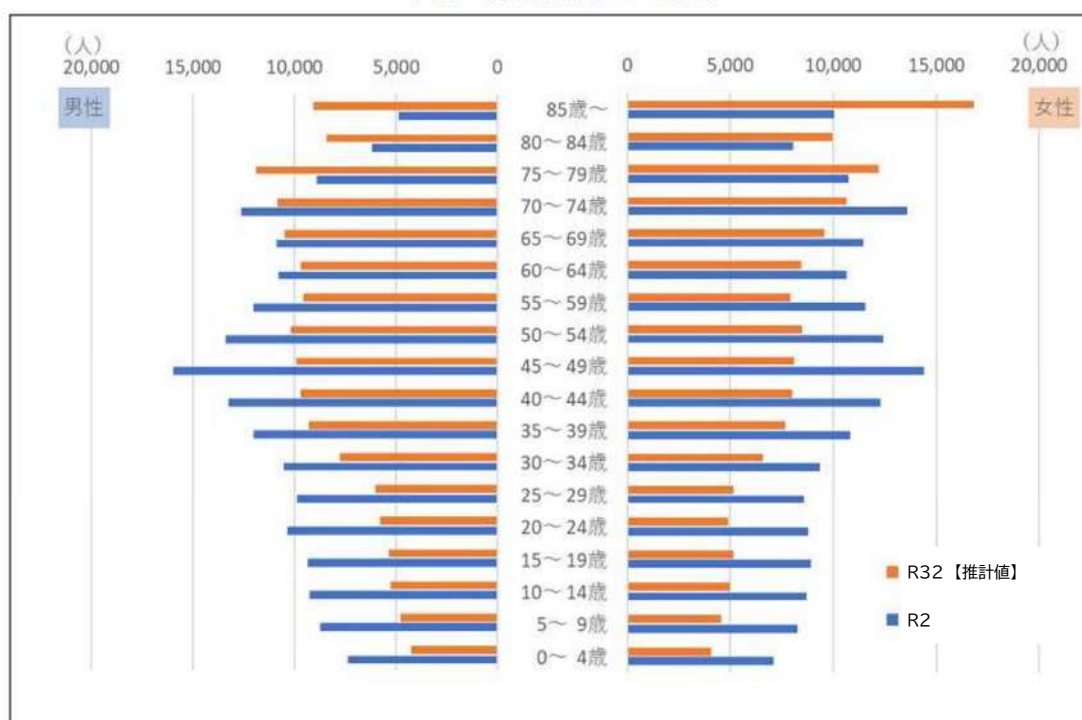
※R2 までは国勢調査の実績値。R7 以降は第 6 次豊橋市総合計画後期基本計画の推計値 (コーホート要因法)



※R2 までは国勢調査の実績値。R7 以降は第 6 次豊橋市総合計画後期基本計画の推計値 (コーホート要因法)
小数点以下第 2 位を四捨五入して算出したため、個々の値の合計が 100 にならない場合がある。

年齢5歳階級別人口構成では、少子化・高齢化を表す「つぼ型」が一層鮮明となる見込みです。出生数の低迷のほか、平均寿命の延伸などの社会的背景も相まって、少子化・高齢化は年々進むものと考えられます。

《年齢5歳階級別人口構成》



※R2は国勢調査の実績値。R32は第6次豊橋市総合計画後期基本計画の推計値（コーホート要因法）

2 世帯の状況

(1) 世帯人員 … 2.4 人 (0.4 人減)【推計】

国勢調査/令和 7 年 (2025 年)【推計】 () 内は平成 22 年 (2010 年) 比

世帯総数は増加し、世帯あたりの人員は減少しています。



資料：国勢調査

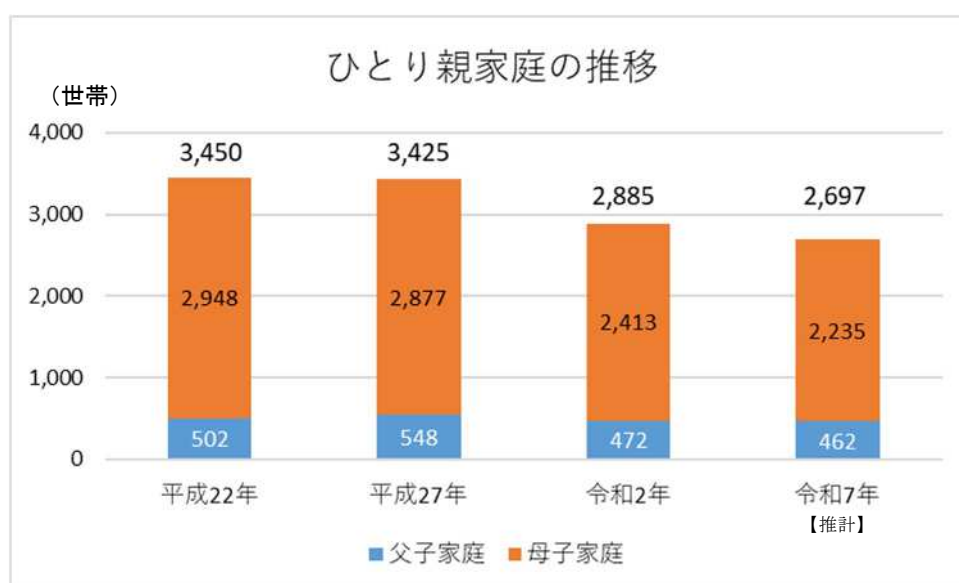
(2) ひとり親家庭

母子家庭 2,235 世帯 (713 世帯減)【推計】

父子家庭 462 世帯 (40 世帯減)【推計】

国勢調査/令和 7 年 (2025 年)【推計】 () 内は平成 22 年 (2010 年) 比

ひとり親家庭は母子家庭父子家庭ともに減少傾向にあります。



資料：国勢調査

※母子家庭・父子家庭：

本表では、国勢調査の結果に基づき「母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）」または「父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）」のうち、18 歳未満の世帯員のいる世帯をいう。

(3) 高齢者単身世帯

女性世帯 10,002 世帯 (3,130 世帯増) 【推計】

男性世帯 5,933 世帯 (3,063 世帯増) 【推計】

国勢調査/令和 7 年 (2025 年) 【推計】 () 内は平成 22 年 (2010 年) 比

高齢者単身世帯は増加を続け、女性の方が男性より平均寿命が長いこともあり、女性単身世帯が特に多くなっています。



資料：国勢調査

3 就業の状況

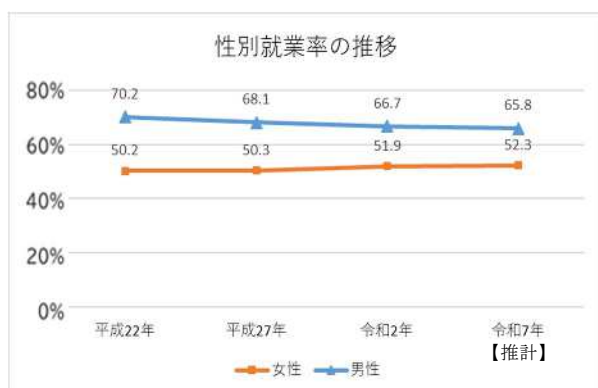
(1) 性別就業率

男性 65.8 % (4.4 ポイント減) 【推計】

女性 52.3 % (2.1 ポイント増) 【推計】

国勢調査/令和 7 年 (2025 年) 【推計】 () 内は平成 22 年 (2010 年) 比

就業状況では、男性は減少し続けていますが、女性は平成 22 年から増加しています。性別年齢別就業率では、40 歳代において、男女の就業率の差が最も大きくなっています。



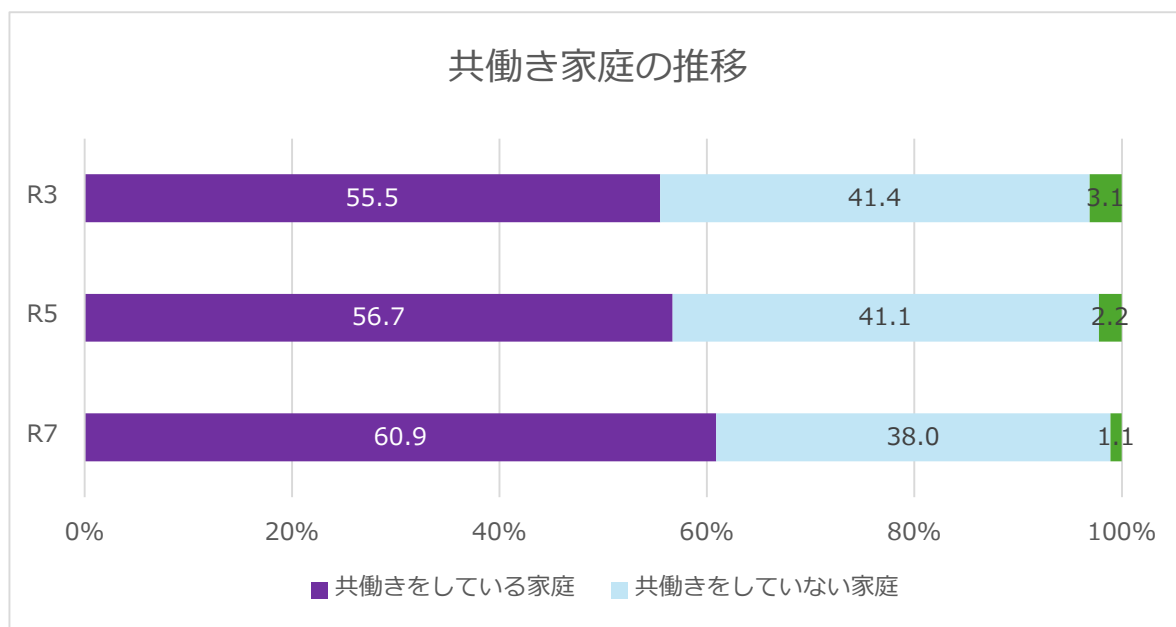
資料：国勢調査



資料：豊橋市男女共同参画及び性の多様性に関する市民意識調査 (令和 7 年)

(2) 家庭における就労状況

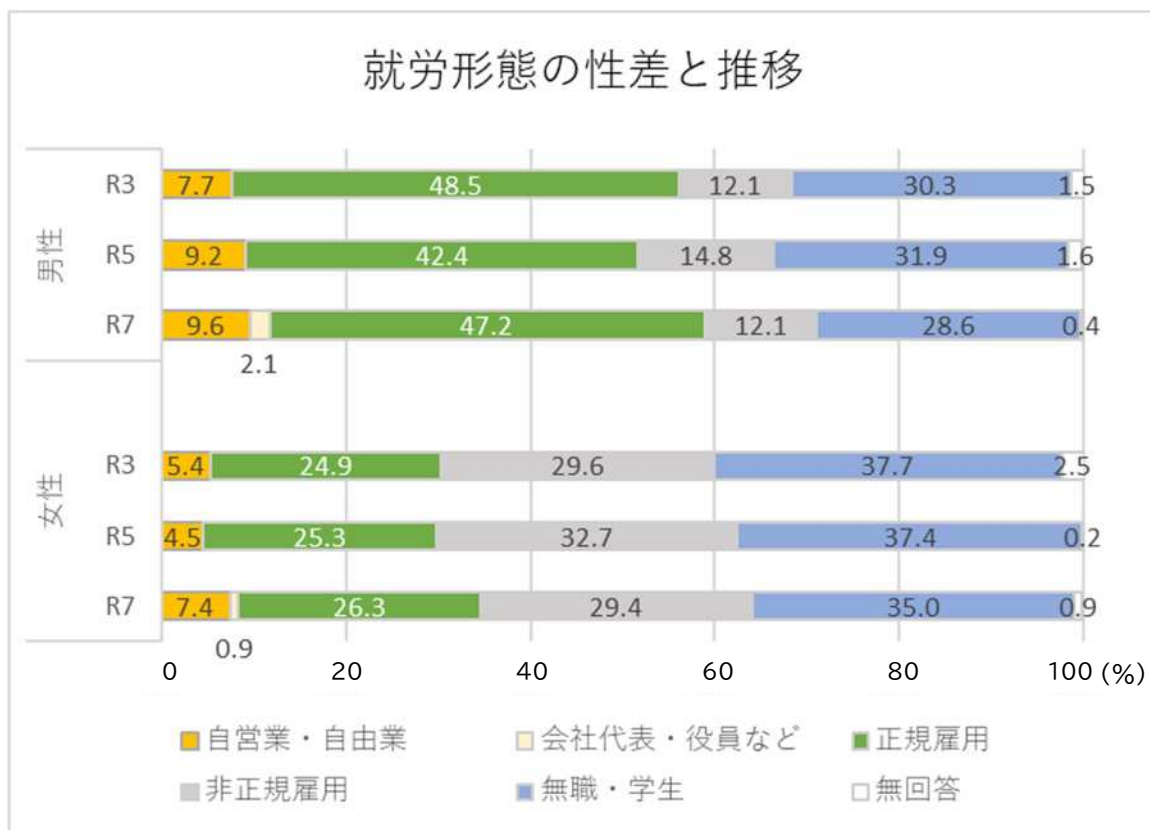
家庭における就労状況では共働き家庭が増加傾向にあり、令和 7 年には 6 割以上が共働き家庭となっています。



資料：豊橋市男女共同参画及び性の多様性に関する市民意識調査 (令和 7 年)

(3) 性別就労形態

性別就労形態では、男性に比べ女性は非正規雇用での就労が多い状況です。女性の正規雇用の割合は増加傾向にありますが、令和 7 年においても、男性とは 20 ポイント以上の差があります。



※令和 7 年より、意識調査の選択肢に「会社代表・役員など」が追加されている。

資料：豊橋市男女共同参画及び性の多様性に関する市民意識調査（令和 7 年）

Ⅲ とよはしハーモニープラン 2023-2026

（豊橋市男女共同参画基本計画）の評価及び総括等

Ⅲ とよはしハーモニープラン 2023-2026（豊橋市男女共同参画基本計画）の評価及び総括等

1 評価方法

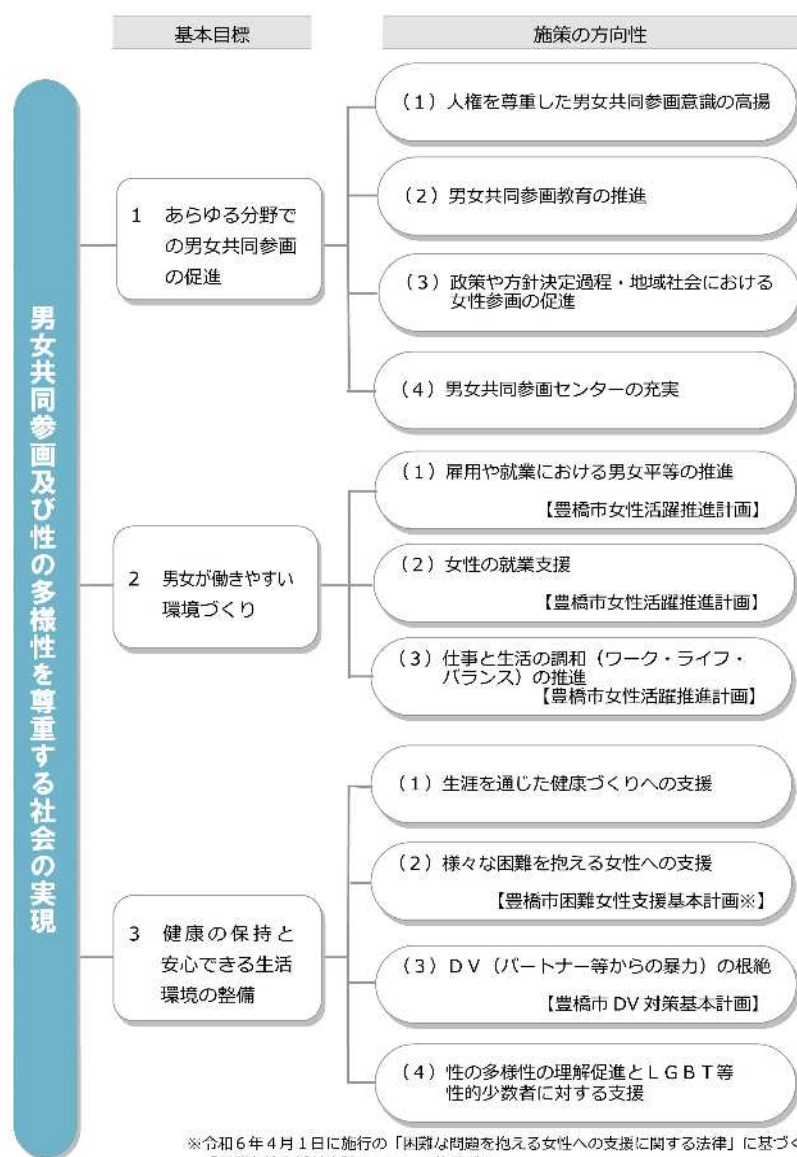
とよはしハーモニープラン 2023-2026（豊橋市男女共同参画基本計画）においては、3つの基本目標のもと11の施策の方向性に基づき、施策を推進してきました。

次期プランの策定にあたっては、これまでの施策推進についての検証及び評価を踏まえ、引き継ぐ分野及び重点を置くべき分野を明確にする必要があります。

そこで、現プラン各施策における指標の達成状況を以下の評価基準に基づき評価するとともに、施策の方向性ごとに総括を行いました。

指標の 評価基準	○：目標値達成 △：目標未達成だが基準値を上回る ×：目標未達成、基準値を下回る	取組実施 状況の 評価基準	A：十分実施できた B：ある程度実施できた C：あまりできなかった D：できなかった E：未実施
---------------------	--	------------------------------	--

【とよはしハーモニープラン 2023-2026（豊橋市男女共同参画基本計画）の体系図】



※令和6年4月1日に施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく「困難女性支援基本計画」として位置づけ。

2 施策ごとの評価

基本目標1 あらゆる分野での男女共同参画の促進

施策の方向性（1） 人権を尊重した男女共同参画意識の高揚

① 指標の達成状況

指標	基準値 (R3)	R4	R5	R6	R7	目標値 (R8)	評価
固定的性別役割分担意識に反対する人の割合（※）	57.6%	—	60.7%	—	63.5%	70.0%	△
社会全体で見た男女の地位において、男女平等であると感じる人の割合	9.9%	—	9.7%	—	12.0%	18.0%	△

※「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について「反対する」「どちらかといえば反対する」と答えた人の割合

② 実施事業の一覧

- ・SNSや広報紙、地元放送局と連携した広報活動の推進による啓発
- ・男女共同参画意識の向上を図るイベントの開催
- ・男女共同参画意識の向上を図る講座の開催
- ・市職員向けの研修会の開催
- ・生涯学習講座の実施
- ・生涯学習情報の提供

〈取組実施状況〉

評価	A	B	C	D	E	計
事業数	4	2	0	0	1	7

③成果と課題

【成果】

- ・広報エフエムとよはしや市の公式Xによる男女共同参画週間イベント、各種セミナー、女性キャリアアップ応援補助金の周知により、参加者や申請者の増加につながりました。
- ・男女共同参画週間にあわせた豊橋駅前での街頭啓発により、男女共同参画に関心をもっていない市民に考える機会を提供できました。
- ・男女共同参画月間イベントとして実施した、「男女共同参画・性の多様性標語・川柳」募集により、市民に男女共同参画や性の多様性尊重について深く考える機会を提供するとともに、優秀作品の展示を行うことで広く市民への啓発を図りました。
- ・ライフアップセミナーについて、市民のニーズを踏まえてテーマを検討するとともに、名称を魅力が伝わる講座名称とすることで、令和7年度の参加者は令和4年度比 1.4 倍に増加し、市民への啓発の効果を高めました。
- ・市職員の新規採用職員研修で男女共同参画や性の多様性の尊重に関する研修を実施することで、市職員が業務において男女共同参画や性の多様性の尊重を意識する機運の醸成を図りました。
- ・男女共同参画意識の高揚を目的とした様々な取組の結果、固定的性別役割分担意識に反対す

る市民の割合は、60.7%（R 5）から63.5%（R 7）へ2.8ポイント上昇するとともに、社会全体で見た男女の地位において男女平等と感じる市民の割合は、9.7%（R 5）から12.0%（R 7）へ2.3ポイント上昇しました。（市民意識調査）

【課題】

- ・男女共同参画に対する意識や関心において、性別では男性が、年齢層では高年齢層が低い傾向にあるため、そういった層に直接届く手法による啓発に取り組む必要があります。（市民意識調査）
- ・「男性は仕事、女性は家庭」という考え方を持たない市民の割合は63.5%で、令和8年度目標値の70%に届いていません。とりわけ30代～50代男性においては、6割未満の低い状況です。（市民意識調査）
- ・社会全体で見た男女の地位において、男女平等であると感じる市民の割合は、12.0%にとどまり、依然として市民の男女の平等感は広がっていません。とりわけ女性において、「平等である」と感じる割合が低く、「男性の方が優遇されている」と感じる割合が高い状況にあります。（市民意識調査）
- ・学校においては、男女平等と感じている人は5割を超えている一方、政治分野・しきたりや風習、職場における男女平等が進んでいないと感じている人の割合が高く、分野・場面による差が大きくなっています。（市民意識調査）

施策の方向性（２） 男女共同参画教育の推進

① 指標の達成状況

指標	基準値 (R 3)	R 4	R 5	R 6	R 7	目標値 (R 8)	評価
学校における男女の地位において、男女平等であると感じる人の割合	54.4%	—	52.3%	—	53.8%	70.0%	×

② 実施事業の一覧

- ・学校での出前講座の実施
- ・小中学生への男女共同参画に関する啓発パンフレットを配布
- ・小・中学校での男女混合名簿の実施
- ・人権に関する学習機会の提供
- ・教員向け人権教育講座の開催
- ・人権教育指導者研修会への教員等の派遣
- ・小中学生への性教育の実施
- ・小中学生への性の多様性啓発パンフレットの配布
- ・小学校での赤ちゃんふれあい体験の実施
- ・プレコンセプションケア（妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う取組）の視点による健康教育の実施
- ・女子生徒のための理系魅力発見セミナーの実施

〈取組実施状況〉

評価	A	B	C	D	E	計
事業数	11	0	0	0	0	11

③ 成果と課題

【成果】

- ・小学校での出前講座の実施や小中学生への啓発パンフレットの配布により、児童・生徒やその保護者の男女共同参画意識の啓発を行いました。
- ・進路選択前の女子中学生、高校生やその保護者を対象とした理工系分野の職業の魅力を発信するセミナーを開催することで、理工系分野に関心がある女子生徒の希望を後押しすることができました。
- ・市民の各場面・分野における男女の地位の平等感について、「学校」が平等と回答した市民の割合は53.8%で、調査した6分野の中で最も高く、「学校」の分野の平等感が高いことがうかがえます。（市民意識調査）
- ・教職員が包括的性教育について理解を深め、日常の教育活動や子どもたちへの対応に生かせるよう、研修資料として「誰もが大事な一人～包括的性教育の道しるべ～」を令和7年3月に発刊しました。
- ・小中学校の道徳科において人権を題材にした授業を実施したほか、教職員向け研修において人権教育に関する外部講師を招き講義を行うことで、人権の観点から男女共同参画についての理解を深めました。
- ・小学校6年生を対象にした出前講座の実施により、赤ちゃんや子育て中の保護者とふれあう

機会を提供し、児童の父母性の育ちや自分自身や周りの人を大切にする意識の向上を図りました。また、講話では妊娠・出産、性の多様性や親になる責任等の理解促進を図りました。

- ・ 中学校、高校で産婦人科医等による講話を実施し、第二次性徴を迎える時期に、男女の身体の違いや妊娠、出産、ライフスキルを学ぶ機会を提供し、正しい知識の普及と自分を大切にする意識の向上を図りました。また、一般向けには、オンラインセミナーを開催しプレコンセプションケアの普及に取り組みました。

【課題】

- ・ 男女平等の人間関係をつくるために学校教育で必要と思うこととして、「男女の平等と相互の理解や協力についての学習の充実」や、「性別にとらわれない能力発揮への配慮」と回答した市民がそれぞれ5割を超えており、教育現場における役割が重要といえます。引き続き、学校教育における男女共同参画教育のさらなる充実が必要です。（市民意識調査）
- ・ 子どもの男女共同参画意識のさらなる向上のため、学校での教育のほか家庭で男女共同参画を考える機会の提供が必要です。
- ・ 進路選択に影響を与える人物では、「学校の先生」と回答した市民は10.9%である一方で、「母親」「父親」等の家族と回答した市民の合計は51.1%、経験や媒体では、「学校での進路指導」と回答した市民は19.6%である一方、「家庭内での話合い」と回答した市民は28.0%で、進路選択における保護者をはじめとした家庭の影響が大きいことがうかがえます。（市民意識調査）
- ・ 大学の理学部の入学者の女性の割合は約3割（R3）、工学部は1割台（R3）と女性の割合が低い状況です。理工系分野の進路選択を希望する女子生徒に希望通りの進路選択を促すため、女子生徒本人のほか、保護者の無意識の思込みの解消を進める必要があります。（学校基本統計/文部科学省）
- ・ 性教育、性の多様性、プレコンセプションケア等について、包括的で切れ目のない学びや支援を体系的に実施する必要があります。
- ・ 道徳科で扱う題材や教職員研修で扱う内容について、その時々々の社会情勢に合致したテーマを設定し、授業として組み立て、実施する必要があります。
- ・ 小学6年生を対象とした赤ちゃんふれあい体験の実施にあたっては、児童が将来の結婚・子育てに対する理解や、男女が協力して行う家事・育児をイメージできるよう、赤ちゃんとともに参加する保護者について、母親のみでなく父親の参加を促す取組が必要です。
- ・ 産婦人科医等による講話の実施校を増加させる必要がありますが、講師の確保や実施方法が課題となっています。

施策の方向性（３） 政策や方針決定過程・地域社会における女性参画の促進

① 指標の達成状況

指標	基準値 (R4)	R4	R5	R6	R7	目標値 (R8)	評価
市の審議会等（法律・条例に基づくもの）に占める女性委員の割合（※）	27.2%	27.2%	25.7%	24.0%	24.4%	35.0%	×
校区・町自治会の役員（会長・副会長・会計等）に占める女性の割合	8.8%	8.8%	9.0%	12.1%	15.2%	20.0%	△

※R6以降「豊橋市附属機関設置条例」に定められたものも対象とする

② 実施事業の一覧

- ・市の附属機関等への女性の参画促進
- ・豊橋女性団体連絡会への活動支援
- ・女性と市長との懇談会
- ・自治会活動におけるデジタル化促進
- ・市の附属機関等への女性の参画促進
- ・防災会議へ女性委員の参加の推奨
- ・自主防災会責任者への女性登用の促進
- ・地域防災に対し女性の関心を高めるための啓発
- ・女性リーダーの育成と自主防災会における活躍の場の醸成
- ・女性防火クラブにおけるクラブ員の増員及び育成
- ・自治会活動における女性の参画促進
- ・自治会活動における女性役員の参画促進
- ・PTA活動における男女共同参画の推進

〈取組実施状況〉

評価	A	B	C	D	E	計
事業数	4	9	0	0	0	13

③ 成果と課題

【成果】

- ・市の審議会等への女性の委員登用を促進したほか、特に女性委員の比率の低い審議会を所管する課等に女性委員の登用を直接働きかける等の取組により、一部の審議会等の女性委員数の増加を図ることができました。
- ・豊橋女性団体連絡会への活動支援として、子育てや男女共同参画など市の施策を学ぶ研修会等の開催により女性のスキルアップを図ることで、審議会等の委員として活躍できる女性の育成を図りました。
- ・校区・自治会長向けの女性活躍推進の研修会及び、自治会活動の負担軽減やデジタル化の推進等により、自治会における女性活躍の必要性の啓発や女性が活動に参加しやすい環境整備を進めました。その結果、自治会役員の女性の割合は僅かながら上昇しました。
- ・防災会議における女性委員数が、2名から3名へと増加し、女性の視点を取り入れる体制の強化が図られました。
- ・令和7年度の市内小中学校各校のPTA会長（74名）のうち、女性は5名（7％）であり、

女性はまだ少ない状況にあるものの増えつつあります。

【課題】

- ・ 審議会等への女性の登用率は 24.4%（R 7）で令和 8 年度の目標値である 35.0%に届いていません。審議会等の女性委員の登用促進にあたっては、委員としての専門性や役割を十分に果たせる人材を、バランスよく選定していくことが求められます。
- ・ 政策などの決定の場への女性の参画状況が低い理由として、「男性中心の組織運営」や「固定的な性別役割分担、性差別意識」「女性の活動を支援する体制の不足」と答えた人の割合が、依然として高い状況です。（市民意識調査）
- ・ 自治会役員の女性の割合は、15.2%（R 7）で令和 8 年度の目標値である 20.0%に届いていません。さらなる自治会活動の負担軽減やデジタル化の推進等により、女性が自治会活動に参加しやすい環境整備を進めるとともに、校区自治会長向けの意識啓発等により、女性も自治会活動で活躍する風土の醸成を進める必要があります。
- ・ 防災においては、災害時の生活環境や支援ニーズなど、多様な視点からの検討の必要性が高く、検討過程への女性の参画促進が重要視されるなか、関係する審議会等の委員はあて職として企業や関係団体の役職者からの選任が多いこともあり、女性委員が選任されにくい状況です。
- ・ 令和 7 年度の市内小中学校各校の P T A 会長（74 名）のうち、女性は 5 名（7%）であり、女性の割合が低い状況です。

施策の方向性（４） 男女共同参画センターの充実

① 指標の達成状況

指標	基準値 (R3)	R4	R5	R6	R7	目標値 (R8)	評価
男女共同参画センターで実施するライフアップセミナーの参加者数	103 人	99 人	89 人	72 人	132 人	150 人	△

② 実施事業の一覧

- ・男女共生フェスティバルの開催
- ・男女共同参画センターの利用促進
- ・男女共同参画センターのWi-Fi環境整備
- ・ライフアップセミナーの開催
- ・男女共同参画に関する書籍・資料の充実
- ・自主グループへの活動支援

〈取組実施状況〉

評価	A	B	C	D	E	計
事業数	6	0	0	0	0	6

③ 成果と課題

【成果】

- ・市と豊橋市内の団体・グループとが協働して、男女共生フェスティバルを開催することで、男女共同参画に関する啓発や意識醸成を進めるとともに、男女共同参画センターの認知度の向上を図りました。
- ・Wi-Fi設備の活用や市民活動団体との連携による図書室の魅力発信等により、利用促進に取り組んだことで、コロナ禍に減少した利用者数の回復を図ることができました。
- ・ライフアップセミナーについて、市民のニーズを踏まえてテーマを検討した結果、令和7年度の参加者は令和4年度比1.3倍に増加しました。
- ・自主グループに対する広報誌の作成支援や男女共生フェスティバルの運営面の支援を行ったことで、各団体の活動内容や取組を広く発信できました。

【課題】

- ・男女共生フェスティバルの参加者数が伸び悩んでいるほか、参加者層も女性や高齢者層などに偏っており、若者や働く世代など、幅広い層の市民の参加ができていません。
- ・「男女共同参画センター「パルモ」」について「知らない」と回答した市民が89.8%であり、男女共同参画センターの市民の認知は進んでいない状況です。（市民意識調査）
- ・ライフアップセミナーの参加者数は増加していますが、令和8年度の目標値である150人には到達していません。また、男性の家事育児参画を目的とした講座において、男性の参加者が少ない状況であるため、対象者に届くよう効果的な手法で開催情報の周知を行ったり、男性が参加しやすい日時設定をしたりする必要があります。
- ・男女共同参画推進を目的に活動をしている市民活動団体への男女共同参画センターの支援機能の活用を促進し、市民活動団体による男女共同参画推進の取組の活性化を図る必要があります。

基本目標2 男女が働きやすい環境づくり

施策の方向性（１） 雇用や就業における男女平等の推進

① 指標の達成状況

指標	基準値 (R3)	R4	R5	R6	R7	目標値 (R8)	評価
農業分野における家族ルール作成経営体数	294	300	306	326	335	340	△
市職員の管理職に占める女性の割合（※）	19.4%	19.3%	19.7%	20.8%	21.3%	25.0%以上	△
学校における女性教員の管理部門（校長・教頭）への登用割合	41.3%	40.9%	42.2%	45.3%	45.3%	45.0%	○

※医療職、消防吏員、教育職及び技能労務職を除く

② 実施事業の一覧

- ・各種ハラスメント根絶に向けた啓発
- ・企業における誰もが働きやすい職場づくりの支援・女性農業者への支援
- ・家族経営協定締結推進事業の実施
- ・女性応援プロジェクト
- ・男性のための面接相談
- ・産業人材の育成支援
- ・市役所におけるハラスメント防止対策
- ・市職員の休業者へのフォローアップ体制の整備
- ・市女性職員の職域の拡大と育成
- ・市役所における多様な働き方、柔軟な働き方の推進
- ・市役所における男性中心型労働慣行の改善
- ・学校における管理職（校長・教頭）への女性登用の促進
- ・女性消防吏員の活躍推進
- ・本部日勤救急隊の創設
- ・保育所等ICT化推進事業
- ・女性教員の管理・指導部門への積極登用

〈取組実施状況〉

評価	A	B	C	D	E	計
事業数	6	12	0	0	0	18

③ 成果と課題

【成果】

ア. 市民・事業所対象

- ・家族経営の農家等へ家族経営協定の周知・啓発を行い、当該協定を締結する経営体を増加させることにより、女性をはじめとする家族全員が主体的に農業経営に参画できる環境整備を図りました。
- ・官民共同での「女性応援プロジェクト」セミナーを実施し、女性活躍の必要性や手法について

ての理解促進を図りました。プロジェクトメンバーの企業を増やし、プロジェクトの協力体制を強化しました。

- ・社会情勢に合わせた多様な人材の確保や育成を図るセミナー等を開催し、企業や労働者を支援しました。
- ・生きづらさを抱える男性のための面接相談について、相談希望者が相談しやすくなるよう、固定の相談日を設定せず、土日夜間も含めて随時対応することとして、相談希望者の利便性の向上に努めたところ、相談件数が令和4年度から令和6年度の平均で、年間約3件から令和7年度には9件に増加しました。

イ. 市職員対象

- ・パパママ育児応援会を開催し、復職後の休暇制度等の周知や、仕事と育児の両立について育児経験者との座談会を行い、育児などで休業した職員のスムーズな職場復帰を支援したことで、市職員の育児休業取得率は女性で100%、男性で85.7%（R7）となりました。
- ・「ダイバーシティ研修」「女性のキャリア構築支援研修」「豊橋みらいアカデミー」を実施し、女性職員の働くことへの目的意識を高めるとともに、女性職員に期待される役割を理解し、自身の能力を生かせる組織貢献スタイルや今後のステップアップを前向きにイメージする機会を設けることで、女性職員のキャリア形成を促しました。
- ・消防本部において、女性が働きやすい職場環境づくりのため、マタニティ制服を導入しました。また、大清水出張所の改修にあたり女性専用仮眠室、トイレ、浴室を整備したことで、大清水出張所へ女性職員を配置することができました。
- ・救急需要が集中する平日の日中に稼働する「本部日勤救急隊」を創設し、育児休業から復帰した女性職員が生活と調和し活躍できる職場環境を確立しました。
- ・管理職向けの研修会を実施し、多岐にわたるハラスメントに関する正しい知識やその対応方法についての周知に努めました。また、各事業場（環境部）からの要請に基づき、ハラスメントに関する研修会を実施し、職場でのハラスメントに該当するケースや予防策、相談体制などの周知に努めました。

【課題】

ア. 市民・事業所対象

- ・物価高騰の継続や生産・投資コストの増加など、企業活動を取り巻く環境は厳しい状況にあり、とりわけ人材確保については困難な状況が続いています。
- ・農業従事者の安定的な人材の確保を図るため、さらに農業従事の態様等の改善に取り組む必要があります。
- ・「女性応援プロジェクト」セミナーへの参加者が少なく、社会に広く女性活躍を推進するためには、さらに多くの方に参加していただくよう取り組む必要があります。
- ・豊橋市の自殺者数を性・年齢別にみると、男性の30代から50代が多い状況にあり、支援を充実させる必要があります。男性の悩みや相談を受け止める男性のための面接相談の件数は増加傾向にありますが、さらなる周知が必要です。

イ. 市職員対象

- ・男性の育児休業取得者の休業期間は3か月以下が多く、さらなる男性の育児参画を進める必要があります。
- ・管理職に占める女性の割合は微増しているものの、依然として低い推移をたどっています。

- ・市役所の職場全体でハラスメント問題に関する関心と理解を深めていくため、管理職だけでなく、担当職員向けにも研修を実施していく必要があります。

施策の方向性（２） 女性の就業支援

① 指標の達成状況

指標	基準値 (R 3)	R 4	R 5	R 6	R 7	目標値 (R 8)	評価
女性（30～39 歳）の就業率	71.0%	－	76.9%	－	85.7%	80.0%	○

② 実施事業の一覧

- ・豊橋イノベーションガーデン運営事業補助金
- ・「とよはし創業プラットホーム」による支援
- ・女性キャリアアップ応援補助金
- ・豊橋市看護師等修学資金貸与制度の運用
- ・女性再就職支援業務
- ・若年者の就業の促進・支援
- ・保育士・保育所支援窓口

〈取組実施状況〉

評価	A	B	C	D	E	計
事業数	4	3	1	0	0	8

③ 成果と課題

【成果】

- ・若者の市内企業への就業を促すため、学生を対象にした合同企業説明会や合同企業研究フェアなどを行い、若者と企業の出会いの場を創出しました。
- ・保育課に「保育士・保育所支援窓口」を設置し、潜在保育士の職場復帰を支援しました。また、現職保育士への相談支援や、保育所等への助言指導を行いました。
- ・令和7年4月より看護師修学資金の貸与上限額を引き上げたことにより、女性の新規貸与者数が増加しました。
- ・女性キャリアアップ応援補助金の利用者は、市民に広く周知することにより、年々増加しています。

【課題】

- ・少子化の影響や若い人材、とりわけ就職や進学を契機とした女性の流出により、若手人材の獲得が一層困難な状況となっています。
- ・保育所等からの潜在保育士の求人内容と求職者の就労希望内容の相違が多く円滑なマッチングが困難な状況にあります。
- ・看護師修学資金の貸与上限額の引上げについて、豊橋市内の養成機関に在学する学生からの申請が多くを占めており、社会人卒の学生や他市の養成機関に在学する学生への周知が十分とは言えない状況です。
- ・20代から50代の就労世代における女性と男性の正規雇用割合の差は常に25ポイント以上あります。（市民意識調査）

施策の方向性（３） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

① 指標の達成状況

指標	基準値 (R3)	R4	R5	R6	R7	目標値 (R8)	評価
豊橋公共職業安定所管内の男性育児休業給付金の初回受給者人数	139人	250人	412人	456人	579人	170人	○
市職員の男性職員の育児休業取得率	29.0%	44.6%	50.0%	71.8%	87.5%	35.0%	○

② 実施事業の一覧

- ・子育て情報ガイドブックの発行
- ・パパママ子育て講座
- ・幼児教育・保育無償化
- ・市独自の保育料軽減
- ・地域子育て拠点事業
- ・子育てに関する相談体制の充実
- ・チャイルドサポートプラン説明会
- ・市民病院院内保育所の運営
- ・家族介護支援事業
- ・シニア人材活用促進
- ・市職員の育児・介護など、家庭と仕事の両立支援
- ・市男性職員の育児・介護休暇取得への理解促進
- ・市役所における育児休業者等へのフォローアップ体制の整備、育児・休業制度の一般職員の理解促進
- ・子育て応援企業認定・表彰制度
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・通常保育事業・特別保育事業
- ・特別支援保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）
- ・介護家族への支援
- ・男性の育休取得・家事分担の推進

〈取組実施状況〉

評価	A	B	C	D	E	計
事業数	10	14	0	0	1	25

③ 成果と課題

【成果】

- ・企業等における従業員のワーク・ライフ・バランスや子育て支援を推進するため、「豊橋市子育て応援企業」を募集・認定し、令和8年2月時点で認定企業数は260社478事業所になりました。
- ・子育ての援助が必要な人と援助をしたい人の会員組織「とよはしファミリー・サポート・センター」を運営し、子どもの預かりや送迎の相互援助活動により、仕事と子育ての両立を支

援しました。

- ・保護者の働き方の多様化に伴うニーズを把握するとともに保育サービスを充実させ、一時預かり事業・休日保育事業など多様なサービスの提供と質の向上に努めました。
- ・特別な支援を必要とする子どもに対し、保育所、認定こども園での保育の充実を図りました。
- ・国が実施する幼児教育・保育の無償化を実施するとともに、国の無償化対象外の世帯のうち第1子低所得世帯及び第2子以降は市独自に所得制限のない、保育料と副食費の負担軽減施策を実施しました。
- ・こども未来館をはじめ、地域子育て支援センター（6か所）、つどいの広場（4か所）で、0～3歳までの乳幼児とその保護者が気軽に集う場を設け、育児に関する情報交換や仲間づくりを進めるとともに、子育てに関する講習会を開催するなど、学びの機会を提供しました。また、利用者と地域の高齢者などの交流の場を設け、地域の世代間交流を実施しました。
- ・保育課に専任職員（保育コンシェルジュ）を配置し、保育サービスを必要とする保護者に寄り添う支援を実施し、安心して子育てできる環境を整えました。
- ・児童クラブの増設により、放課後における児童の受入体制を充実しました。
- ・企業等における男性従業員の育休取得を推進するセミナーや子育て世帯を対象にした家事分担に関するセミナーを開催し、男性の育休取得や家事分担に関する啓発を行いました。
- ・家族介護者の心身の負担を軽減するため介護入門講座の開催やリフレッシュ機会の提供を支援しました。
- ・市職員の男性の育児休業取得率は大幅に上がり、令和5年度から令和7年度の取得率は50%から87.5%と35ポイント以上増加しました。また、女性も特定事業主行動計画の目標数値である100%を達成しています。

【課題】

- ・「豊橋市子育て応援企業」の認定制度の認知が十分でないため、より多くの企業に広める必要があります。
- ・「とよはしファミリー・サポート・センター」においては、女性の就業率の上昇や定年延長等の影響により、子育てを援助する会員のなり手が不足しています。
- ・通年及び夏休み期間において児童クラブの利用を希望する家庭は年々増加傾向となっています。児童クラブの必要数を確保するには、支援員及び開設場所の確保が課題となっています。
- ・市内の企業等においては、育児休業取得者の代替要員の確保や仕事の割振等が負担になっており、対策が必要です。
- ・未就園児の一時預かり事業は、利用者からのニーズが高く、毎月利用者が希望する全日数を利用できていない状況があります。また、休日保育においては、特にくるみ保育園に対する利用希望者が多く、まれに定員を超えて利用をお断りすることがあります。
- ・保育において、特別な支援を必要とする児童が増加傾向にあることから、保育現場において特別支援保育へ対象児童の受入体制の確保が大きな課題となっています。
- ・市職員における男性の育児休業取得率自体は年々上昇しているものの、取得期間は令和7年度では約8割が3か月以下である一方、女性では約9割が2年超となっており、男女間で差が生まれています。

基本目標3 健康の保持と安心できる生活環境の整備

施策の方向性（１） 生涯を通じた健康づくりへの支援

① 指標の達成状況

指標	基準値 (R3)	R4	R5	R6	R7	目標値 (R8)	評価
子宮頸がん検診受診率（20～69歳）	13.8%	10.9%	11.4%	12.3%	12.9%	20.0%	×
乳がん検診受診率（40～69歳）	15.6%	12.7%	12.9%	13.0%	13.2%	25.0%	×

② 実施事業の一覧

- ・健康経営推進事業
- ・感染症の予防への啓発
- ・健康教育
- ・こころの健康保持、自殺予防
- ・産婦健康診査
- ・妊娠・出産包括支援事業（産後ケア事業）
- ・性と健康の相談センター事業（不妊・不育専門相談）
- ・性と健康の相談センター事業（健康教育）
- ・妊娠・出産のための支援
- ・各種予防接種の実施
- ・健康診査等の充実
- ・市民病院における女性相談の実施

〈取組実施状況〉

評価	A	B	C	D	E	計
事業数	9	3	0	0	0	12

③ 成果と課題

【成果】

- ・予防接種法に基づき、年齢、性差に応じた予防接種費用の助成を行い、集団免疫による感染症蔓延防止を図っています。
- ・がん検診の受診率向上のため、子宮頸がん・乳がん検診の受診勧奨を実施しました。また、Web申込による受診券の発行や、集団健診会場において特定健康診査やがん検診等の同時受診できる機会を増やし、利便性を高めることで受診しやすい体制を整備しました。
- ・産婦の健康状態を確認し、産後早期から必要な支援につなげることができました。
- ・産後ケアを必要とする方が利用しやすいよう周知を図るとともに、申込方法を電子申請にすることで利便性を図りました。また、産後ケア利用後も支援が必要な方に継続支援が行えるように実施施設との連携を図りました。
- ・不妊・不育および流産・死産等に関する悩みを抱える方の精神的ストレスの軽減を図るため、電話や来所等で相談支援を実施しました。また、相談先や必要な情報が入手しやすいよう

ホームページを見直しました。

- ・中学校、高校において、産婦人科医等による講話を実施し、第二性徴を迎える時期に、男女の身体の違いや妊娠、出産、ライフスキルを学ぶ機会を提供し、正しい知識の普及と自分を大切にする意識の向上を図りました。また、一般向けにオンラインセミナーを開催しプレコンセプションケアの普及に取り組みました。(再掲)
- ・安心して妊娠・出産・子育てができるよう、関係機関と連携しながら相談や訪問、教室など切れ目ない支援を実施しました。
- ・女性特有の病気、また悩みに対する助言及び受診指導のため、女性看護師などによる電話相談、対面相談を実施しました。また、疾患による悩み以外にも、女性が抱える、介護や家族との関係性といった、多様な相談にも対応しました。

【課題】

- ・子宮頸がん検診や乳がん検診は、2年に1回の検診頻度を令和4年度から偶数年齢での受診へ変更したため、受診者が減少しました。受診勧奨等により受診率は徐々に回復していますが、受診率向上のため、さらなる啓発活動や受診しやすい環境づくりが必要です。
- ・妊婦健康診査から継続的に状況把握できるよう医療機関と連携を図る必要があります。
- ・産後ケア事業の利用者が個々の利用目的に合った型や産後ケア事業所を選べるよう、産後ケア事業所の特色が利用者に分かるよう周知する必要があります。
- ・妊婦のための支援給付の対象が拡大されたことで、流産・死産等をされた方の給付金申請に伴う相談が増加しているため、相談体制の充実を図る必要があります。
- ・国の「成育医療等基本方針（令和5年3月改定）」にプレコンセプションケアの推進についての方針が定められるとともに、令和7年には「プレコンセプションケア推進5か年計画」が策定され、プレコンセプションケアを推進することとされました。多くの中学校、高校でプレコンセプションケアに関する健康教育の出前授業を実施できるよう、講師の確保や実施方法を検討する必要があります。
- ・外国人の妊産婦が増加しており、言語や文化の違いにより情報が伝わりにくいため、必要な相談支援が継続実施できるよう関係機関との連携を強化し、体制を整えていく必要があります。
- ・就労や家事、育児、介護など女性が求められる役割が多様化し、社会や家庭内で抱える課題が複雑化しています。

施策の方向性（２） 様々な困難を抱える女性への支援

① 指標の達成状況

指標	基準値 (R3)	R4	R5	R6	R7	目標値 (R8)	評価
就労自立促進事業により就職に結びついたひとり親の割合	60%	51.1%	52.7%	39.4%	36.4%	70%	×
女性相談(電話・面接・法律)の件数	1,889 件	1,968 件	1,892 件	1,571 件	1,183 件	2,000 件	×

② 実施事業の一覧

- ・子どもから若者までの総合相談支援
- ・障害児に対する支援の充実
- ・軽度・中等度難聴児補聴器購入助成
- ・外国人相談の実施
- ・外国人市民に対する各種行政情報の提供
- ・民生委員児童委員の地域における支援の充実
- ・児童虐待防止に関するネットワークの推進
- ・障害者交通利用助成
- ・母子世帯、子育て世帯への優先入居の実施
- ・フードバンク事業
- ・低所得世帯の保育料・副食費等の軽減
- ・生活相談
- ・女性相談
- ・女性のつながりサポート事業
- ・障害児ワークステーション「わくわく」
- ・ひとり親家庭への自立支援
- ・ひとり親家庭への就業支援
- ・ひとり暮らし高齢者等への生活支援
- ・民生委員・児童委員研修事業
- ・民生委員・児童委員活動
- ・学生服等リユース事業
- ・スクールソーシャルワーカーの派遣
- ・学習・生活支援事業
- ・生活困窮者の相談及び自立支援
- ・ひとり親家庭等養育費確保支援事業
- ・障害者グループホームの整備

〈取組実施状況〉

評価	A	B	C	D	E	計
事業数	17	12	0	0	1	30

③ 成果と課題

【成果】

ア. 女性

- ・女性相談員による女性のための各種相談事業（電話・面接・法律）を実施し、女性の悩みご

との解決を支援しました。また、女性相談員を対象とした研修会を定期的に開催したほか、愛知県が実施する研修会の参加を通じて、相談員のスキルアップを図り、相談対応の体制を強化しました。

- ・つながりサポート事業によるSNS相談やまちかど保健室などの実施により、若年層を含む幅広い年代の女性の相談ニーズに対応しました。またホームスタート事業の実施により、孤独になりがちな未就学児を養育する女性に対してアウトリーチ型の支援をしました。
- ・相談窓口などで生理用品を無料配布することにより、生理用品の入手が難しい女性の支援のほか、同時に「市民の相談窓口一覧」を同封することで、支援が必要な女性が相談につながるきっかけをつくりました。

イ. 子ども・若者・母子

- ・ひとり親家庭の経済的自立を図るため、養育費の取決めにかかる公正証書作成費用等の助成や、離婚前後の親を対象に養育費に関するセミナーを実施しました。
- ・就業支援センターでの就業支援や母子・父子自立支援員とハローワークとの連携による相談支援を実施するとともに、就業に有効な資格取得や職業訓練のための給付を実施しました。
- ・社会福祉士、保健師、公認心理師等の多職種により、児童虐待を含む子どもから若者までの幅広い相談対応を行いました。子ども・若者自立支援業務を民間支援団体に委託し、相談実績は、相談者数717人、延べ相談件数5,582件でした。こども家庭センターとの連携により、年齢による切れ目のない支援を行いました。
- ・要保護児童対策ネットワーク協議会（代表者会議1回、実務者会議24回、関係者会議12回、個別ケース70回）を開催しました。また、こども家庭センターとして、合同ケース会議を20回開催し、個別のサポートプランを40件作成するなど、母子保健機能と児童福祉機能の一体的支援に取り組みました。
- ・スクールソーシャルワーカーの派遣により、学校や関係課からの依頼による支援対応を行い、学校生活・家庭生活の両面から子どもの困り感を吸い上げ、必要な支援を行いました。
- ・ひとり親世帯や子育て世帯に対して、市営住宅への入居機会の拡大を図りました。

ウ. 外国人

- ・英語・ポルトガル語・タガログ語の通訳者による外国人市民相談のほか、ベトナム語・インドネシア語通訳・翻訳者の配置や、希少言語にも対応できる多言語通訳タブレットを3台導入したことで、日本語を話すことのできない外国人市民も安心して行政サービスを受けられるよう支援を行いました。

エ. 高齢者

- ・民生委員を通じて、70歳の方へ高齢者向け情報冊子「いきいきシルバーエイジ」の個別配付を行い、高齢者に関する行政サービスの周知を図りました。

オ. 生活困窮者

- ・住まい相談支援員を配置し、住居喪失者が住居を確保し、安定した生活を送ることができるように支援を行いました。
- ・積極的なアウトリーチでの相談を行い、相談者の状況に合わせた適切な支援を行うことができました。

【課題】

ア. 女性

- ・女性相談の件数は、令和4年度から減少が続いており目標値である2,000件は達成しておらず、支援が必要な女性が相談につながるよう、引き続き相談窓口の周知をしていく必要があります。
- ・ホームスタートの申込件数が、減少傾向にあることから、家庭訪問型の支援が必要な女性に支援が届くような情報発信が必要です。ホームスタート事業に従事するボランティアスタッフが不足しており、人材確保の取組を強化する必要があります。
- ・生理用品の入手が困難な女性への支援を継続していく必要があります。
- ・支援が必要な女性に的確な支援を円滑に提供するため、関係機関の連携の強化に取り組む必要があります。

イ. 子ども・若者・母子

- ・改正民法により見直される養育費に関するルールや、公正証書作成費用等の助成制度などを周知し、認知度を高める必要があります。
- ・民間の求職サービスの利用者が増加していることなどにより、窓口で就業支援を希望する方が減少傾向にあるため、求められている支援の把握に努める必要があります。
- ・ひとり親家庭が、より安定した高収入の職に就き、経済的に自立することを支援するため、母子・父子家庭等自立支援給付金をはじめとする制度の周知に取り組む必要があります。
- ・ひとり親家庭向けの就労支援対象者が減少するとともに、就職率も低下しており、制度のさらなる周知と、求人職種と支援対象者の希望職種とのマッチングが必要です。
- ・母子保健機能と児童福祉機能を一体的に活用した支援のため、積極的な合同ケース会議の開催やサポートプランの活用が必要です。
- ・スクールソーシャルワーカーへの相談件数は年々増加傾向にあり、適切な支援を継続するために必要な人的配置が求められています。
- ・引き続き、子育て世帯、ひとり親世帯の市営住宅への入居機会を充実するとともに、他の住宅確保要配慮者世帯との入居のバランス等の検討が必要です。

ウ. 外国人

- ・外国人市民の多国籍化や在留資格の多様化に伴い、外国人市民の生活が複雑化・多様化するとともに、通訳・翻訳者が対応できない言語が増加しており、機械通訳・翻訳や外国人が日本語を学ぶ機会の充実とともに、様々な関係機関・団体との協働による支援をより一層推進していく必要があります。

エ. 高齢者

- ・高齢者向け情報冊子「いきいきシルバーエイジ」について、令和7年度をもって、民生委員を通じた70歳の方への個別配付を廃止したため、高齢者に関する行政サービスの周知方法を検討する必要があります。

オ. 生活困窮者

- ・困窮状態にあっても、自ら支援を希望しない方への介入が困難です。

施策の方向性（３） DV（パートナー等からの暴力）の根絶

① 指標の達成状況

指標	基準値 (R3)	R4	R5	R6	R7	目標値 (R8)	評価
DV相談窓口の認知度	36.2%	-	38.0%	-	34.9%	50.0%	×

② 実施事業の一覧

- ・DV相談窓口
- ・DV被害者生活支援
- ・DV被害者住宅の確保
- ・DV被害者に係る情報の保護
- ・DV理解・防止のための啓発の促進
- ・「女性に対する暴力をなくす運動」の展開
- ・デートDV出前講座
- ・関係機関・民間団体との連携体制の整備
- ・DV被害者生活保護者等の支援
- ・DV被害者就業の支援
- ・DV被害者子どもの就学・保育等の支援

〈取組実施状況〉

評価	A	B	C	D	E	計
事業数	10	5	0	0	2	17

③ 成果と課題

【成果】

- ・「女性に対する暴力をなくす運動」週間にあわせた街頭啓発や高校でのDV出前講座などによりDVの認知度の向上に努めた結果、「デートDV」の内容を知っている市民の割合は増加しました。（市民意識調査）
- ・「DV被害経験あり」女性の25.2%に対し男性14.0%と女性が男性より高い割合となっているものの、男女差に着目すると、令和5年度の女性が男性の約3倍から、令和7年度は2倍弱となり、DV被害が性別にかかわらず発生することなどの認知が広がってきたことがうかがえます。（市民意識調査）
- ・DV相談窓口において、DV相談員による寄り添った対応により、相談しやすい環境を整えました。また、DV相談員のスキルアップを図り、相談者から被害内容、家庭関係、加害者等の関係性、本人の希望等を丁寧に把握し、対応方法や支援機関の活用などについて本人の置かれた状況に応じた的確な助言を行いました。
- ・こども若者支援センターや児童相談所、教育委員会等、関係機関との連携により、DV被害に係る児童生徒の安全確保と就学の円滑化を図りました。
- ・DV被害者支援の関係課の連携の強化により、DV被害者に対する支援を的確かつ円滑に行うことができました。
- ・DV被害者生活保護者等の支援事業として、措置の有無に関わらず、生活困窮者に対しての

相談支援を行いました。要保護者に対しては生活保護を適用し、経済的支援を実施しました。

- ・DV被害者就業支援として、ハローワーク等を利用し、就労支援を行いました。相談者が施設入所者である場合は、施設職員とも連携をしながら支援を実施しました。

【課題】

- ・DV被害の発生を抑止やDV被害者の支援の充実には、市民のDVそのものの認知度の向上を図る必要があります。
- ・令和7年度DV相談窓口の認知度は、令和3年度、令和5年度から減少しています。また、DVの被害を受けた際に誰にも相談しなかった理由として、「どこに相談してよいか分からなかった」の割合が増加しており、DV相談窓口の認知度向上を図る必要があります。とりわけ20代男女において80%近くが豊橋市にDV相談窓口があることを知らなかったと回答しているため、SNSの活用などにより、広報とよはし等を見ない方にも情報が届くような工夫が必要です。（市民意識調査）
- ・「DVを受けた経験がある」と答えた市民は約19.8%であり、令和5年度の約15.9%から増加しており、社会全体で暴力を許さない意識啓発を進める必要があります。暴力はいけないことであると家庭や学校で幼少期から教育を行うほか、街頭啓発などでの幅広い年代への啓発も必要です。（市民意識調査）
- ・より円滑な支援が行うため、DV被害者支援の関係課や関係機関と支援方針等について共有し、連携を強化する必要があります。

施策の方向性（４） 性の多様性の理解促進とＬＧＢＴ等性的少数者に対する支援

① 指標の達成状況

指標	基準値 (R3)	R4	R5	R6	R7	目標値 (R8)	評価
ＬＧＢＴ等性的少数者について言葉も内容も知っている市民の割合	52.3%	-	53.7%	-	52.8%	75.0%	△
ＬＧＢＴ相談の件数(令和2年度からの累計件数)	7件	11件	14件	16件	20件	20件	○

② 実施事業の一覧

- ・市民への性の多様性啓発パンフレットの配布
- ・3歳児健診時での性の多様性啓発パンフレットの配布
- ・事業所への性の多様性啓発パンフレットの配布
- ・学校関係者への性の多様性の啓発
- ・ＬＧＢＴ等面接相談
- ・子ども・若者支援地域協議会による連携
- ・パートナーシップ制度
- ・パートナーシップ制度広域連携
- ・各課が所管する様式等の性別欄の見直し
- ・市職員の性の多様性の研修
- ・教育会館での保護者・生徒のＬＧＢＴ等の相談受付

〈取組実施状況〉

評価	A	B	C	D	E	計
事業数	9	1	1	0	0	11

③ 成果と課題

【成果】

- ・小中学校において、性の多様性の理解促進の出前講座の実施や、パンフレットの配布により、児童・生徒が性の多様性について学ぶ機会を提供しました。また、配布したパンフレットを児童・生徒が家族へ共有することで保護者の性の多様性の理解を促進しました。
- ・事業所向けの性の多様性の理解促進の研修会の実施、研修動画・啓発パンフレットの配布により、事業主や職員・従業員の性の多様性の理解促進を図りました。
- ・市職員向けの性の多様性の理解促進研修により市職員の理解促進を図りました。また、新規採用職員研修において、性の多様性を説明することで、本市のすべての行政職の職員が採用時に性の多様性を学ぶ機会を確保しました。
- ・ＬＧＢＴ相談により、ＬＧＢＴ等性的少数者が抱える性的指向や性自認に関する悩みへの寄り添った対応ができました。また、事業所からの相談に対応することで、ＬＧＢＴ等性的少数者が働きやすい職場づくりを支援することができました。
- ・パートナーシップ制度をパートナーシップ・ファミリーシップ制度に拡充し、制度利用者の家族も証明及びサービスの対象としました。また、愛知県と本市の双方の制度利用者に県・市いずれのサービスも適用することとしました。
- ・パートナーシップ・ファミリーシップ制度に関する自治体間連携を拡充することで、制度利

用者が転出入時に安心して宣誓を継続できる体制を充実しました。

- ・市の各種様式のうち不要な性別欄の削除を進めることで、性自認にかかわらず市民が安心して行政手続きができる環境を整備しました。

【課題】

- ・市民の性の多様性の認知度や理解度が横ばいであり、引き続き市民に対する啓発を進める必要があります。
- ・市民に対して、すべての人の性のあり方が多様であるという概念の理解を進める必要があります。
- ・事業所の従業員等の性の多様性の理解促進研修会への参加者が少ない状況であり、事業所に出向いて研修会を開催するなどの取組が必要です。
- ・LGBT等性的少数者も安心して生活が送れるよう、パートナーシップ・ファミリーシップ制度利用者向けのサービスの充実が必要です。

3 全体の総括

基本目標 1 あらゆる分野での男女共同参画の促進

施策の方向性（１） 人権を尊重した男女共同参画意識の高揚

- ・男女共同参画についての意識や関心が低い層へ直接的に働きかける啓発活動が必要です。
- ・ターゲットを絞った市民の固定的性別役割分担意識や無意識の思込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、男女共同参画意識の向上を目的とした取組が必要です。
- ・職場等、市民の男女の平等感の低い分野における男女共同参画を推進するためのさらなる取組が必要です。

施策の方向性（２） 男女共同参画教育の推進

- ・男女共同参画教育や性の多様性の理解促進に関して、学校での教育の充実や家庭で考える機会の提供が必要です。
- ・性別にとらわれない子育てや教育の重要性について、保護者をはじめとした市民への啓発を行う必要があります。
- ・女子生徒やその保護者の理工系分野の進路選択の無意識の思込みの解消が必要です。
- ・性教育、性の多様性、プレコンセプションケア等について、ライフステージに応じた包括的で切れ目のない学びや支援を、関係部局が一体となって体系的に実施する必要があります。
- ・小中学校において、人権の観点からの男女共同参画の授業実施にあたり、最新の情報収集に努めるとともに、適切な課題設定が必要です。
- ・小学6年生対象の赤ちゃんふれあい体験について、自分自身や周りの人を大切にする意識を高めることを目指すとともに、児童の父母性が育つよう、赤ちゃんとともに参加する保護者について、母親のみならず父親の参加を促す必要があります。
- ・中学校、高校での産婦人科医等による講話について、講師の確保とともにオンライン等の効率的な講座開催などにより、実施校の拡大を図る必要があります。

施策の方向性（３） 政策や方針決定過程・地域社会における女性参画の促進

- ・審議会等の委員には、あて職として企業や関係団体の役職者を委嘱する例が一定数あり、女性委員の増加には、社会全体において管理・監督者層への女性登用が進んでいく必要があります。
- ・社会全体における男性を中心とした組織運営をするという風土や固定的性別役割分担意識の解消が必要です。
- ・引き続き、自治会役員への女性の登用や女性が自治会活動に参画しやすい環境整備を進める必要があります。
- ・防災分野における女性の登用に関する啓発活動など、引き続き、女性登用を推進する取組を進める必要があります。
- ・市内小中学校各校のPTAにおいて、固定的な役割分担意識を解消するとともに、男女ともに活動しやすい環境整備が必要です。

施策の方向性（４） 男女共同参画センターの充実

- ・男女共生フェスティバル等において、市民の男女共同参画意識の向上の効果を高めるよう、市と市内の団体・グループのそれぞれの強みを生かした実施体制を構築するとともに、幅広い層の市民の参加促進に取り組む必要があります。
- ・男女共同参画センターのW i - F i 設備や託児室などの施設機能を市民に広く周知するとともに、機能を生かした講座を開催するなど、施設の認知度及び利用率向上に取り組む必要があります。
- ・ライフアップセミナーについて、男女共同参画の推進に効果的で、市民に魅力がある内容のセミナーを開催し、多くの市民の参加につなげ、男女共同参画意識の高揚を図る必要があります。
- ・市民活動による男女共同参画推進のため、男女共同参画センターが持つ団体支援の機能の活用を市民活動団体に促す必要があります。

基本目標２ 男女が働きやすい環境づくり

施策の方向性（１） 雇用や就業における男女平等の推進

ア．市民・事業所対象

- ・中小企業の人材不足の課題を解消するため、多様な人材確保に取り組む必要があります、企業の意識改革や誰もが働き続けることができる環境づくりが必要です。
- ・女性農業者は農業生産の重要な担い手であることから、家族経営協定の締結によるパートナーシップ経営とワーク・ライフ・バランスの確保が必要です。
- ・「女性応援プロジェクト」セミナーへの参加者をさらに募るため、求心力のある講師の選定や実施時間、曜日等について検討する必要があります。
- ・男性相談について、必要な人へ相談窓口に関する情報が届くよう、さらなる周知及び利便性の改善の取組が必要です。

イ．市職員対象

- ・男性の市職員の育児休業取得率は大幅に上昇してしますが、休業期間は3か月以下の人が多く、男性の育児への参画を後押しする取組が必要です。
- ・女性の市職員が管理職を目指せるよう、引き続きキャリア形成を促す取組が必要です。
- ・育児や介護など市職員の多様な働き方への配慮をするとともに、1人あたりの時間外勤務を削減するため、仕事と生活の調和がとれる職場環境を整備する必要があります。また各種ハラスメントを撲滅し、職員一人ひとりが互いを尊重し、信頼関係のある組織を目指し、働きやすい職場環境・組織風土を育む取組が必要です。

施策の方向性（２） 女性の就業支援

- ・企業の人材確保について、新卒者確保のほか、社会情勢に合わせた多様な人材の確保につながる支援も進めていきます。
- ・保育所等からの求人内容と女性を含む求職者をより多くマッチングできるような取組が必要です。
- ・看護師修学資金の貸与上限額の引上げについて、従来の看護学生に加え、社会人卒の学生や他

市の養成機関に在学する学生への周知が必要です。

- ・資格取得により正規雇用での就業を目指す女性の支援を継続する必要があります。

施策の方向性（３） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- ・豊橋市子育て応援企業は着実に増加していますが、企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や男性の育児休業取得率の向上など、子育て家庭への支援や配慮については、さらなる充実が求められることから、企業への働きかけを引き続き進めていく必要があります。
- ・「とよはしファミリー・サポート・センター」について周知し、会員数の増加や活動の充実に向けた取組が必要です。
- ・子育て家庭における共働きの割合の増加により、仕事と子育ての両立に対する負担や教育等にかかる経済的負担などへの不安を感じる家庭も多く、妊娠から出産、子育てにわたる切れ目のない支援に社会全体で取り組む必要があります。
- ・共働き家庭の増加や生活環境の多様化に伴い、子どもが安心して過ごせる居場所の確保が必要であり、利用ニーズに応じた児童クラブの整備が求められています。
- ・市内の企業等においては、育休取得者の代替要員の確保や仕事の割振等が負担になっており、対策が必要です。
- ・男性の長期の育児休業や育児参画を促していく必要があります。
- ・保護者の働き方の多様化に伴う保育ニーズを把握し対応する取組が必要です。
- ・保育において、特別な支援を必要とする児童が増加傾向にあることから、特別支援保育の対象児童に充実した保育を提供していく必要があります。

基本目標３ 健康の保持と安心できる生活環境の整備

施策の方向性（１） 生涯を通じた健康づくりへの支援

- ・疾病の予防や感染症まん延防止を目的とした予防接種未接種者への勧奨及び疾病の予防や早期発見を目的としたがん検診・特定健康診査受診率向上のための体制整備や普及啓発を行う必要があります。
- ・安心して妊娠・出産・子育てが行えるよう、関係機関との連携による切れ目のない相談支援を行う必要があります。
- ・医療機関との連携により相談体制を強化し、不妊・不育及び流産・死産等に悩みを持つ方の支援の充実を図る必要があります。
- ・プレコンセプションケアに関する講座の実施校の拡大により、性に関する正しい知識の普及に取り組む必要があります。
- ・増加する外国人の妊産婦に対しても、必要な相談支援が継続実施できるよう、関係機関との連携を強化し、体制を整えていく必要があります。
- ・女性の健康課題に対する相談支援の拡充を図ることが必要です。

施策の方向性（２） 様々な困難を抱える女性への支援

ア. 女性

- ・相談や支援を必要とする女性を相談事業の活用につなげるよう、各種相談事業の周知に努めるとともに、引き続きSNS等を活用した相談を実施する必要があります。
- ・支援が必要な女性に的確な支援を円滑に提供するため、関係機関の連携強化に取り組む必要があります。

イ. 子ども・若者・母子

- ・仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭が抱える様々なニーズに対応し、必要な経済的支援のほか、所得の増加を目指した就業支援や養育費の確保など、当事者に寄り添ったきめ細やかな相談支援が必要です。また、スクールソーシャルワーカーの適切な人的配置により、ひとり親家庭等で養育される子どもが貧困によって学習機会が損なわれないような支援が必要です。
- ・引き続き、こども若者支援センターの相談支援を官民一体となって運用することで、子ども・若者の相談が年齢によって途切れることのないよう、切れ目のない支援体制が必要です。
- ・こども家庭センターとしての役割を十分に発揮できるよう、母子保健機能と児童福祉機能のさらなる連携強化が必要です。

ウ. 外国人

- ・機械通訳・翻訳や外国人が日本語を学ぶ機会の充実とともに、様々な関係機関・団体との協働による支援のより一層の推進が必要です。

エ. 高齢者

- ・「いきいきシルバーエイジ」の個別配付の廃止により、高齢者に関する行政サービスの情報が得にくくなった高齢者に対し、公共施設だけでなく、高齢者がアクセスしやすい場所などに配架先を増やすことなどにより、高齢者に関する行政サービスの周知をする必要があります。

オ. 生活困窮者

- ・生活に困窮する方が必要とする支援につながるよう、引き続きアウトリーチでの相談等を行い、他機関と連携し積極的に相談に応じていく必要があります。また、今後、経済的困窮やその他複合的な課題を抱える可能性のある世帯については伴走支援を行っていく必要があります。

施策の方向性（３） DV（パートナー等からの暴力）の根絶

- ・暴力を許さない社会の実現に向け、社会全体で人権尊重意識を共有することができるよう、関係機関と連携した啓発が必要です。
- ・DV相談窓口を始めとする各種相談窓口の認知度向上やDVに関する理解度の向上に取り組めます。
- ・若年層へのDV防止の啓発や相談窓口周知のため、引き続き市内の高等学校等での啓発を行うほか、SNSの活用や他の相談事業との連携を行う必要があります。
- ・DV被害者支援の最前線として、関係機関と連携しながら、相談から自立支援までの切れ目のない支援を行う必要があります、連携体制のさらなる強化が必要です。

施策の方向性（４） 性の多様性の理解促進とLGBT等性的少数者に対する支援

- ・市民の性の多様性の認知度・理解度の向上のほか、すべての人の性のあり方が多様であるということについての理解促進への取組が必要です。
- ・事業所への直接的な働きかけを通じて、職場での性の多様性の理解を深める必要があります。
- ・パートナーシップ・ファミリーシップ制度利用者向けのサービスの充実が必要です。

4 次期プランの策定に向けて

次期プランの策定にあたっては、現プラン（とよはしハーモニープラン 2023-2026）の総括に加え、国や県の動向や、市民意識調査等のアンケートから取り組むべき課題を抽出し、施策の方向性や取組を定めていく必要があります。

特に、国においては、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度を計画期間とする「第6次男女共同参画基本計画」を策定しており、男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現を目指し、「ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現」や、「女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備」、「生涯を通じた男女の健康への支援」、「ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実」、「男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」などを政策として定めております。

さらに、県においても、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度を期間とする「あいち男女共同参画プラン2030」を策定し、「すべての人が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性にかかわらず、個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の実現」を基本理念とし、「あらゆる分野における女性の活躍の促進」や「男女共同参画社会に向けての意識改革」など3つの重点目標を定めたほか、新たに「女性・若者にも選ばれる地域づくり」を基本的施策に定め、取り組んでいます。

現プランの総括やアンケートから把握した市民のニーズ、国・県の計画に基づく時代の潮流などを踏まえ、次期プランを策定していきます。

Ⅳ 次期プランの基本的な考え方

IV 次期プランの基本的な考え方

「とよはしハーモニープラン 2027-2031」は、「豊橋市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりを推進する条例」に定める基本理念、市・市民・事業主等の役割及び基本的施策に基づく行動計画として、今後5年間の取組を定めます。

1 基本理念

豊橋市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりを推進する条例

第3条 男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりは、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 全ての人が、個人としての尊厳が重んじられ、性別、性的指向、性自認又は性別表現(服装、仕草、言葉遣い等により表現する性別をいう。)による差別的取扱いを受けることなく、自己の意思と責任によりそれぞれの生き方を選択し、個性と能力を発揮する機会が均等に確保され、及びその他の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行が、全ての人の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 全ての人が、対等な構成員として社会のあらゆる分野で方針の決定、計画の立案等に参画する機会が確保されること。
- (4) 全ての人の家庭生活における活動について、性別、性的指向又は性自認にかかわらず、それぞれの協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護等の役割を円滑に果たし、かつ、その他の活動と両立できるよう配慮されること。
- (5) 全ての人が性の多様性を理解するとともに、性的指向又は性自認が尊重され、他の誰からも干渉又は侵害を受けないこと。
- (6) 全ての人が、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項を理解し、生涯を通じて健康的な生活を送ることができるよう自らの意思が尊重されること。
- (7) 男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりの推進が国際社会における取組と密接な関係にあることから、国際的な理解と協力の下に行われること。

2 次期プランの考え方

次期プランでは、目指すまちの姿として「互いを尊重し合い、心豊かに暮らせるまち」を掲げます。これは、本市条例の理念をしっかりと受け継ぎながら、「well-being(多様な幸せ)」の視点を新たに取り入れ、表現したものです。

また、各分野の取組を進める上での共通の視点を明確にするため、「ジェンダー平等と多様性の包摂」をすべての施策に共通する横断的視点として位置付けます。この視点のもと、これまでの女性活躍や困難な問題を抱える女性への支援に加え、「男性と女性」という従来の枠組みを超え、ジェンダーに起因する様々な生きづらさを抱える当事者の方々に広く支援が行き届くよう、取組を展開していきます。

3 基本目標の再編と3つの柱

「目指すまちの姿」を実現するため、従来の分野別の取組を再編し、「意識改革」「機会の確保」「支援の充実」という段階に沿った3つの基本目標を設定しました。この基本目標は、行政が取り組む施策にとどまらず、市民の皆様が行動をイメージしやすいよう、市民主体の表現とします。

【目標 1】意識を変える(すべての土台・共通の出発点)

これまでは各分野に分散していた意識啓発を、すべての取組の「スタートライン」として独立させました。まずは「意識」から変えるという共通の出発点を確立します。

【目標 2】活躍の機会を広げる(格差や不均衡を解消する環境づくり)

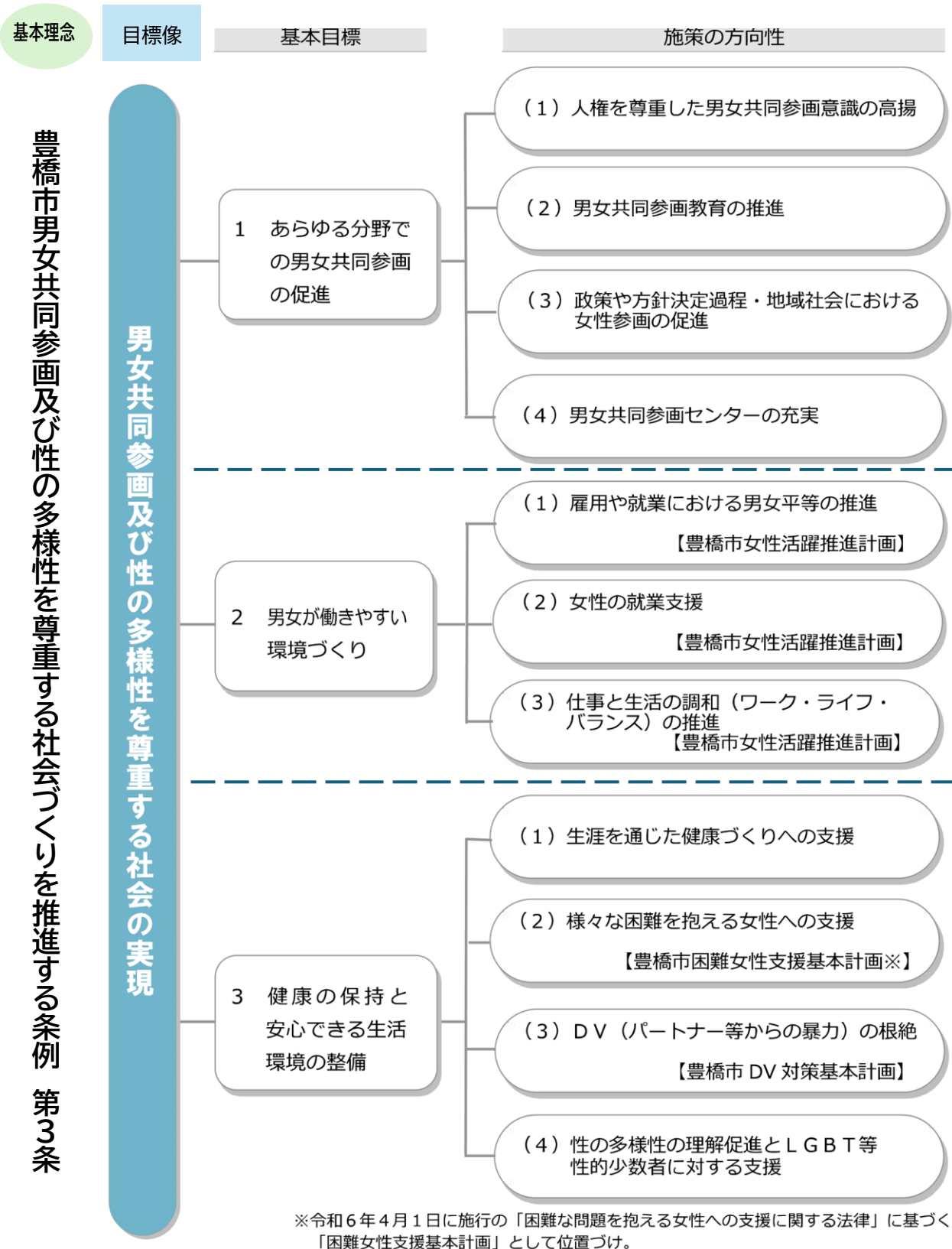
意識が変わるだけでは解消されない、現実存在する格差や不均衡の解消を目指します。ポジティブ・アクションの視点も踏まえ、誰もが人生のあらゆる場面で自分らしい選択ができる環境をつくりまします。

【目標 3】生活と健康を守る(安全で安心な暮らしの基盤となる包括的な支援)

社会構造的に困難な課題に直面しやすい女性への支援を引き続き重視しつつ、ジェンダーに伴う孤独・孤立対策、複数の困難が複合的に絡み合う交差性のある困難に対する包括的支援のほか、性暴力を含むあらゆる暴力の根絶やライフステージに応じた健康支援を推進します。

4 体系図

【現プラン体系図】



【次期プラン体系図】

